秋厚労公式LINE
友達登録お願いします
予定、ホームページ、
組合のてびきなど情報
が閲覧できます

# 秋厚労ニュース

NO 2050号
2026 年 10 月 13 日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王５－４－２
TEL 018－864－3341
FAX 018－864－3349

秋闘

# １１月１３日(金)団体交渉

## JAビル7階大会議室 13時30分中央委員会 15時団体交渉

**《年末手当に関する要求》**
【１】 秋厚労の組合員の生活を守る為、秋厚労の組合員（事務長など労働協約で加入できない人も含む）に対しての年末手当（本俸＋調整手当＋家族手当＋世帯支援手当）を２．０ヶ月（基準日・支給日を１２月１５日）とすること

**《働く人手を増やすことに関する要求》**
【１】 各職場の働く人手を増やすこと
【２】 各病棟に医療事務を配置すること
【３】 人手不足に対応するために、例えば退院支援看護師の業務をタスクシフトするために介護支援専門員を配置すること
【４】 スタートアップ手当実施に伴い、採用人数や離職数の変化等を検証し示すこと

**《５８歳以上の不利益の改善に関する要求》**
【１】 満５８歳以上の定期昇給の実施及び在職年数を退職金の算定年数に含むこと

**《子の看護休暇に関する要求》**
【１】 子の看護休暇を有給にすること

**《休暇に関する要求》**
【１】 年次有給休暇について、秋厚労の組合員（事務長など労働協約で加入できない人も含む）が年１５日以上取得できるようにすること
【２】 現行の永年勤務休暇に加え、勤続５年、１０年、１５年、２０年の職員に対して３日間の特別休暇を与えること
【３】 夏期休暇を１．５日から２日にすること

**《労働時間管理に関する要求》**
【１】 サービス残業をなくすため、定期的に全職員に向けて経営者からアナウンスすること

**《転勤に関する要求》**
【１】 秋厚労の組合員の転勤に関して、組合員のライフスタイルに考慮すること。また、転勤者には転勤の理由と期間を事前に打診し了承を得ること
【２】 会の都合で住居を移転する場合、支度料は本人２０，０００円とし、家族帯同の場合は一人につき１０，０００円を加算すること
【３】 会の都合で住居を移転する場合、荷造運賃は、家財の荷造材料費、人夫費（作業に伴う諸費用、人件費、交通費、福利厚生費、保険料）運送保険料、賃貸時の初期費用の合計額を上限は定めず実費支給すること
【４】 会の都合で家族と別居している場合、別居手当（原則として配偶者と別居の場合）月額４５，０００円とし、赴任先住居と家族の住居が交通距離（片道）が５０ｋｍ以上の場合は別居手当の額に１０，０００円加算すること
【５】 会の都合で住居を移転する場合、夏季（４月～１１月）は通勤、冬季（１２月～３月）は賃貸を可能とする。賃貸料は全額支給とする

**《委託・外注・派遣に関する要求》**
【１】 栄養科、および病院の危機管理の中枢である中央監視室について、委託・外注・派遣化構想を検証し示すこと

**《福利厚生に関する要求》**
【１】 職員の福利厚生として新たな具体案を示すこと